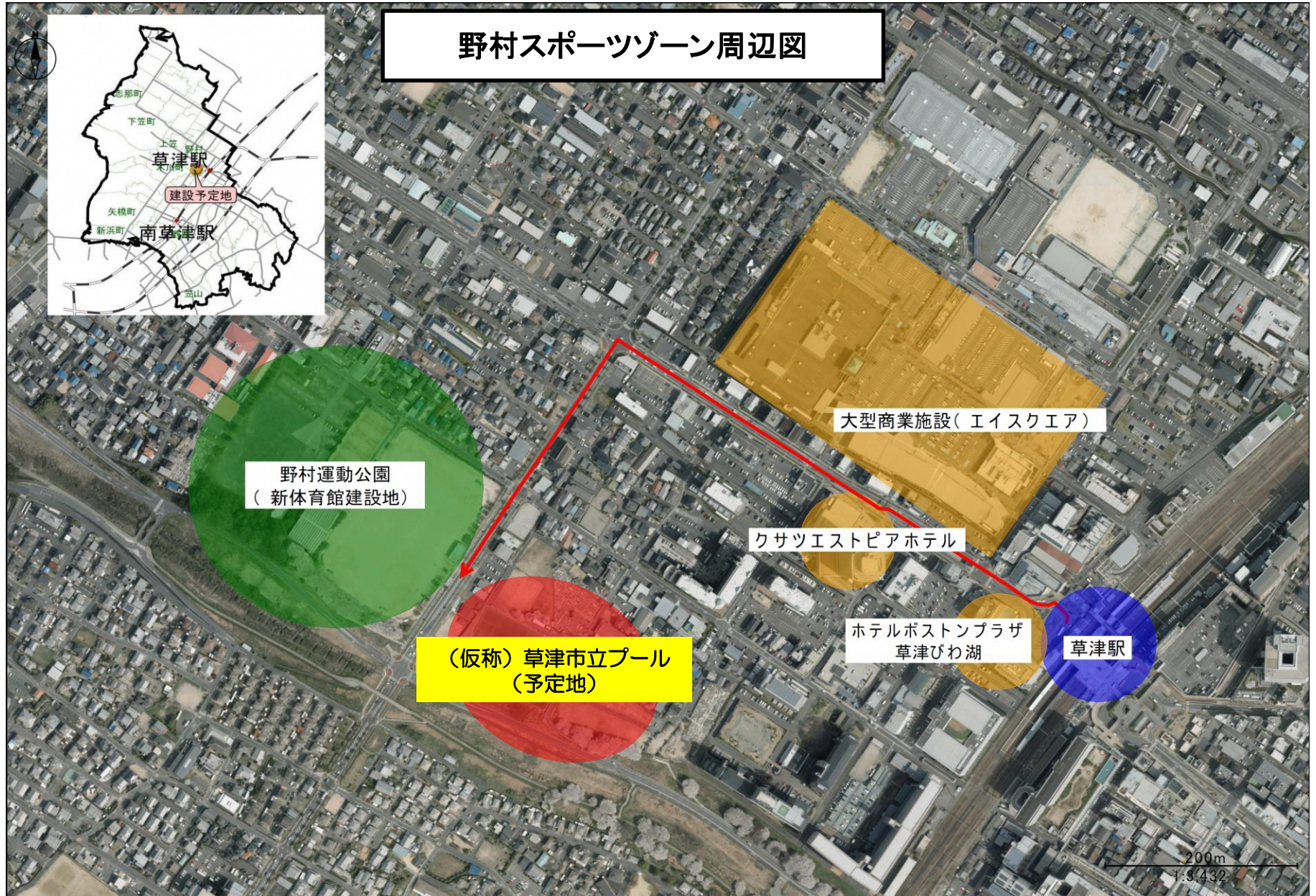


# 大津湖南都市計画 用途地域の変更について（協議）

平成30年12月26日

草津市 都市計画課

# 1. (仮称)草津市立プールの整備



## 2. 各種計画での位置付け

### ●第5次草津市総合計画基本構想

#### 「まちなかゾーン」

- ・商工業施設や文化・レクリエーション施設等の集約化によるにぎわいの創出を図るゾーン

### ●草津市都市計画マスタープラン

#### 「北部中心核」

- ・健康・文化施設等の立地を促進

### ●草津市立地適正化計画

#### 「都市機能誘導区域」

- ・スポーツ施設等の都市機能を誘導



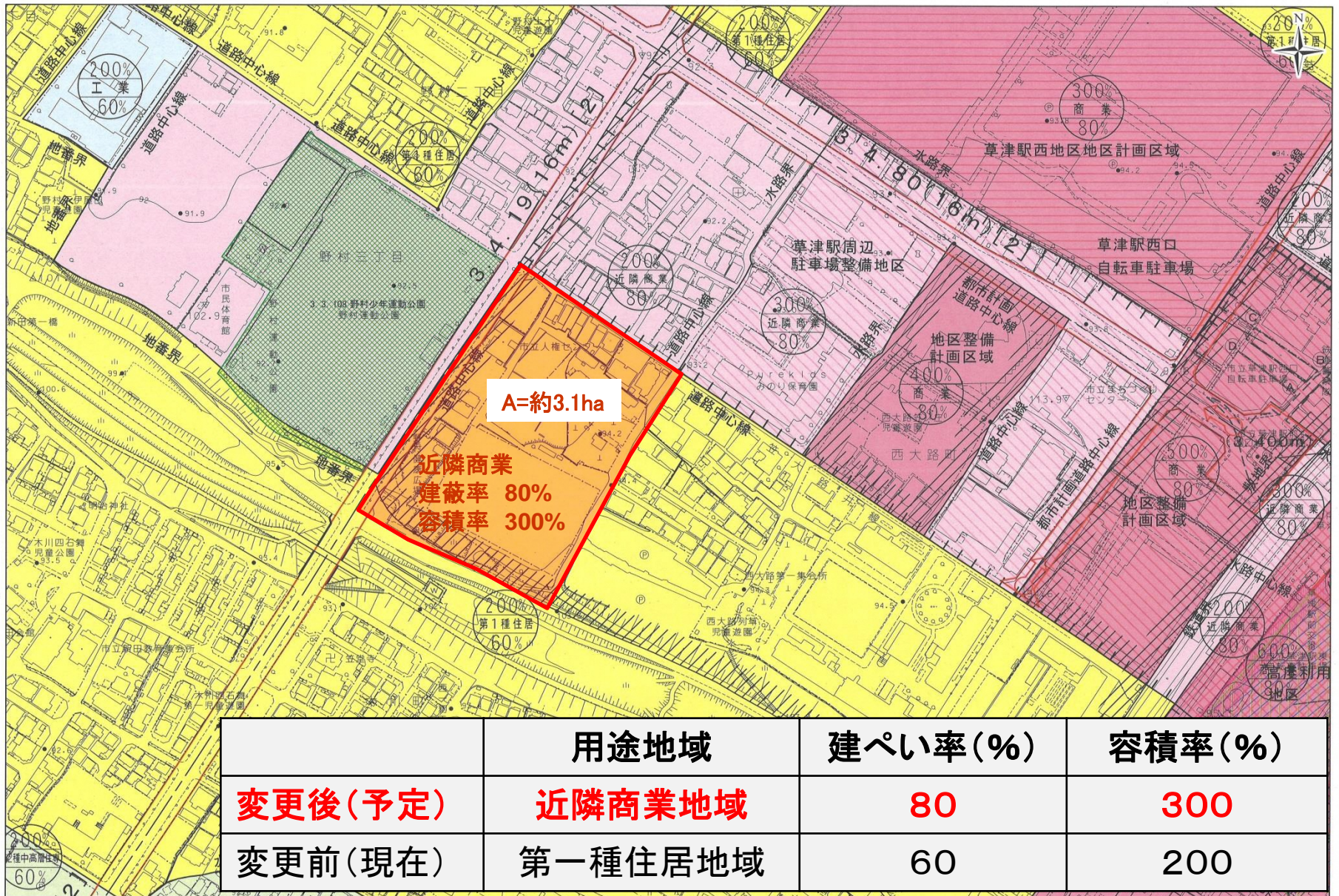
# 3. 用途地域の変更（案）

## 【用途地域による建築物の用途制限の概要】

用途地域内の建築物の用途制限 ○：建てられる用途 ×：建てられない用途 ▲：面積、階数等の制限あり	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	×	▲3,000㎡以下
カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲10,000㎡以下
麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	▲	×	▲10,000㎡以下
劇場、映画館、演芸場、 <b>観覧場 ← スポーツ施設</b>	×	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	×	×	▲客席200㎡未満
キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	▲個室付浴場を除く



# (参考) 用途地域変更 検討案



	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)
変更後(予定)	近隣商業地域	80	300
変更前(現在)	第一種住居地域	60	200